

大情審答申第 458 号
平成 30 年 12 月 27 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から平成29年7月19日付け大総務第e-72号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市水道局長（以下「実施機関」という。）が、平成29年2月13日付け大水北第229号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成29年1月30日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、特定の場所における配水管工事に伴う接合替工事の竣工図面を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を「〇〇×丁目150mm配水管工事に伴う接合替工事の竣工図面」と特定した上で、水道使用者の名前、水栓番号及び請負業者の従業員の印影並びに給水管の管口径や材質などの埋設状況（以下「本件埋設状況」といい、水道使用者の名前、水栓番号及び請負業者の従業員の印影と合わせて「本件非公開情報」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

（説明）

当該情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 5 月 11 日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 4 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

大阪市水道事業に関わる工事であり、審査請求人は、当然会計検査の対象となる水道事業発注工事部分の公開を求めているものであり、それがなぜ個人情報なのか理解しがたい。また、条例第 7 条第 1 号を拡大解釈しているのではないか。7 条全部を理解されているのか。公開すれば不都合が生じるためと思われる。

審査請求人は、水道使用者の名前、水栓番号及び請負事業者の従業員の印影については、個人情報であることは承知している。

審査請求人は、上記情報を求めているのではなく、配水管布設工事における配管の詳細の公開を求めているものである。

審査請求人は、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当するものとする。その理由として、水道局は株式会社大阪水道総合サービスへ竣工図面の交付業務を委託し、指定給水装置工事事業者等に有料で交付している事実があるから、上記以外の情報は公開すべきである。

平成 29 年 3 月 14 日付けで、配水管布設工事の竣工図面の写しを受領したが、その一部を見ても審査請求人の得ている情報と違っている。情報公開制度の理念に基づきできる限りの情報公開を求めるものである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件非公開情報について

本件文書は、実施機関が発注した配水管の取替工事（地中の既設配水管を撤去して新管を布設する工事）に伴う給水管の接合替工事（既設配水管から分岐していた給水管を新管につなぎ直す工事）を請負業者が実施した際に、請負業者が作成し処分庁に提出した竣工図面であり、当該工事範囲の地図に配水管、給水管及び家屋に関する情報並びに図面作成者の情報等が記載されている。実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、水道使用者の名前、水栓番号及び請負業者の従業員の印影並びに給水管の管口径や材質などの埋設状況である。

なお、配水管とは実施機関が設置する水道管の本管であり、給水管とは配水管から分岐した水道管のことである。給水管は、大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号）に基づき水道使用者が実施機関へ工事を申し込み、水道使用者の費用で設置するもので、水道使用者の財産となっている。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

本件非公開情報のうち、水道使用者の名前、水栓番号及び請負業者の従業員の印影

については個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、本件文書には、本件非公開情報として上記情報のほかに、給水管の管口径や材質などの埋設状況が示されている。本件埋設状況はその情報のみで特定の個人を識別することはできないが、本件文書は町名及び丁目を指定された図面であり、他の市販の地図と容易に照合することができ、照合することで本件埋設状況に係る特定の個人を識別することが可能であるので、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

よって、本件審査請求で指摘があった会計検査の対象となるかどうかに関係なく、非公開とすべき情報である。

審査請求人に対しては、平成 29 年 2 月 28 日に、本件決定に係る公開の実施を行った際に、面談にて決定の理由についての説明を行った。

なお、その際、審査請求人から本件文書において給水管の接合部分があるため、結果として一部非公開となった配水管に関する文書など、3 点の情報提供依頼があったことから、次の文書を平成 29 年 3 月 14 日付けで送付している。

- ・〇〇×丁目 150 mm 配水管布設工事の竣工図面の写し
- ・下水道の敷地占用承認申請及び承認の写し
- ・廃棄簿冊目録の写し

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件非公開情報について

(1) 給水装置について

大阪市水道事業給水条例第 3 条では、「給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定めており、この給水装置の工事を申し込もうとする者は、同条例第 11 条により、「あらかじめ市に申し込まなければならない」こと、また同条例第 15 条で、「工事の費用は工事申込者の負担とす

る」ことが定められている。

また、実施機関の発行する「給水装置工事設計施行ガイドブック（平成 29 年 5 月）」には、給水装置に含まれるものとして、配水管からの分岐部分である分水栓、給水管及び止水栓又は制水弁があると記載されている。

(2) 本件埋設状況について

本件埋設状況は、本件文書に記載されている次の情報である。

ア 給水装置の分岐等埋設状況を図示したもの（以下「本件情報 1」という。）

イ 給水管の口径、使用材料及び長さ等の情報をアルファベットや数字で示したもの（以下「本件情報 2」という。）

ウ 止水栓、止水栓ボックス及びメーターボックスの取付交換についての情報をアルファベットや数字で示したもの（以下「本件情報 3」という。）

エ 給水装置の詳細図（以下「本件情報 4」という。）

オ 給水管が配水管から分岐した場所の寸法（以下「本件情報 5」という。）

本件情報 2 及び本件情報 3 は、個別の水道使用者に係る給水管及び止水栓等が識別できるように、給水管及び止水栓等が布設された建物が地図上に示された位置に記載されている。

本件情報 4 は、本件文書の余白に、地図と同じ方位で書かれた給水装置の詳細な拡大図である。

本件情報 5 は、本件文書の余白に、地図と同じ寸法・方位で図示された給水管の分岐場所とその寸法である。

3 争点

審査請求人は、水道使用者の名前、水栓番号及び請負事業者の従業員の印影ではなく、工事における配管の詳細の公開を求める、と主張していることから、本件埋設状況の公開を求めていると解されるのに対し、実施機関は、本件埋設状況は条例第 7 条第 1 号に該当するため非公開であると主張している。

したがって、本件審査請求における争点は、本件埋設状況の条例第 7 条第 1 号該当性である。

4 条例第 7 条第 1 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号の基本的な考え方

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公開することが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務

の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 個人に関する情報について

条例第7条第1号本文にいう「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味し、資産・収入など財産に関する情報もこれに含まれると解される。

本件埋設状況は、給水装置に関する情報であり、給水装置は上記2(1)のとおり、工事申込者である水道使用者の費用で設置されるものである。

したがって、給水装置について記載された本件埋設状況は、水道使用者の財産に関する情報であり、条例第7条第1号本文の「個人に関する情報」に該当する。

(3) 個人識別性について

当審査会において実際に本件文書を見分したところ、水道使用者の名前、水栓番号を除いたとしても、市販されている地図と照合することにより本件情報1から本件情報3までに係る水道使用者を特定して識別することが可能であると認められる。

また、本件情報4については本件文書の余白に記載されているため、地図上の位置が不明とも考えられるが、実施機関によると、詳細図を記載する必要があるのは給水管の口径が40ミリメートル以上の場合のみであるため、使用水量の多い集合住宅や店舗に限られているとのことであり、本件情報4が地図と同じ方位で書かれていることを踏まえると、相当の精度で本件情報4に係る水道使用者を特定して識別することが可能であると認められる。

さらに、本件情報5についても本件文書の余白に記載されているが、地図上の配水管と並行して同じ寸法・方位で記載されているため、本件情報1から本件情報3までと同様に、本件情報5に係る水道使用者を特定して識別することが可能であると認められる。

したがって、本件埋設状況は、条例第7条第1号本文に該当する。

(4) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、実施機関は株式会社大阪水道総合サービスへ給水装置工事竣工図面等の写しの交付業務を委託し、指定給水装置工事事業者等に有料で交付している事実があるから、本件埋設状況は条例第7条第1号ただし書アに該当すると主張しているため、この点について検討する。

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

実施機関に確認したところ、実施機関は、給水装置工事竣工図面等の写しの交付業務を株式会社大阪水道総合サービスに委託して行っているとのことである。ただ

し、給水装置工事竣工図面等の写しの交付申請にあたっては水道使用者の同意があることを書面で提出する必要があるとのことである。

したがって、実施機関における当該交付制度は、水道使用者の同意がある場合に限り指定給水装置工事事業者等に給水装置工事竣工図面等の写しを交付するものであり、誰でもが給水装置工事竣工図面等の写しの交付を受けることを可能にするものではなく、本件埋設状況は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

また、本件埋設状況はその性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

(5) したがって、本件埋設状況は条例第7条第1号に該当する。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 上田健介、
委員 岡田さなゑ、委員 久末弥生

(参考) 答申に至る経過

平成29年度諮問受理第8号

年 月 日	経 過
平成29年7月19日	諮問書及び実施機関からの意見書の受理
平成29年8月2日	調査審議
平成29年8月17日	審査請求人からの意見書の収受
平成29年9月8日	調査審議（実施機関の陳述）
平成30年1月12日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）
平成30年8月10日	調査審議
平成30年8月29日	調査審議
平成30年10月3日	調査審議
平成30年11月21日	調査審議
平成30年12月27日	答申